

発行登録追補目論見書

平成23年4月

株式会社日本政策金融公庫

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 23-関東40-1
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成23年4月26日
 【会社名】 株式会社日本政策金融公庫
 【英訳名】 Japan Finance Corporation
 【代表者の役職氏名】 代表取締役総裁 安居 祥策
 【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目9番3号
 【電話番号】 03-3270-7440 (代表)
 【事務連絡者氏名】 企画管理本部 財務部長 江川 龍司
 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目9番3号
 【電話番号】 03-3270-7440 (代表)
 【事務連絡者氏名】 企画管理本部 財務部長 江川 龍司
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 第16回社債 (一般担保付) (2年債) 60,000百万円
 第17回社債 (一般担保付) (5年債) 50,000百万円
 第18回社債 (一般担保付) (20年債) 15,000百万円
 合計 125,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成23年3月24日
効力発生日	平成23年4月1日
有効期限	平成24年3月31日
発行登録番号	23-関東40
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 495,000百万円

【これまでの募集実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
—	—	—	—	—
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) 495,000百万円
 (495,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) 一円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託（2年債）】	5
3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	6
4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】	10
5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】	11
6 【社債の引受け及び社債管理の委託（20年債）】	15
7 【新規発行による手取金の使途】	16
第2 【売出要項】	17
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	17
第二部 【公開買付けに関する情報】	17
第三部 【参照情報】	18
第1 【参照書類】	18
第2 【参照書類の補完情報】	19
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	20
第四部 【保証会社等の情報】	20
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	21
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	23

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）】

銘柄	株式会社日本政策金融公庫第16回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金60,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金60,000百万円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（%）	年0.310%
利払日	毎年3月20日及び9月20日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成23年9月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から平成23年9月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（（注）12. 「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成25年5月9日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成25年5月9日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもすることができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）12. 「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成23年4月26日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成23年5月9日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債の社債権者は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫（以下「当公庫」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己

	の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項無し。(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項無し。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター (以下「R&I」という。)

本社債について、当公庫はR&IからAAAの信用格付を平成23年4月26日付けで取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない場合がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所 (以下「JCR」という。)

本社債について、当公庫はJCRからAAAの信用格付を平成23年4月26日付けで取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社 (以下「ムーディーズ」という。)

本社債について、当公庫はムーディーズからAa2の信用格付を平成23年4月26日付けで取得している。

ムーディーズは、本件信用格付に利用した情報の品質は十分なものであると考えており、その情報は、ムーディーズが信頼に足ると見なした情報ソース(適当と思われる第三者からのものも含む)から入手したものである。しかし、ムーディーズは監査人でなく、あらゆる場合において、格付の過程で受領した情報を独自に検証、監査、立証することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務

を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「信用格付事業」 (http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx) の「ログイン」 (<http://www.moodys.jp/members/user/Members.do>) より、ユーザー名とパスワードを入力の上、ログイン後に表示される「最新情報-プレスリリース」に掲載されている。ただし、あらかじめユーザー名とパスワードの設定が必要となっている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ:電話番号03-5408-4100

(4) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社 (以下「S&P」という。)

本社債について、当公庫はS&PからAA-の信用格付を平成23年4月26日付けで取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む)から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp/>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P:電話番号03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとする。

3. 社債管理者

株式会社三菱東京UFJ銀行

4. 期限の利益喪失に関する特約

当公庫は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当公庫が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に履行又は治癒されないとき。

- (2) 当公庫が発行する本社債以外の社債並びに公庫法附則の規定により当公庫が承継した債務に係る国民生活債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、国際協力銀行債券及び外債債券等（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (3) 当公庫がその社債及び承継債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当公庫以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当公庫が行った保証に係る債務について履行義務が発生したにもかかわらず、履行することができないとき。ただし、当該借入金債務又は保証債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立をしたとき。
- (5) 法令により、本社債の償還期日前に当公庫が解散することが決定され、かつ、本社債の債務が第三者に承継されないことが明らかとなったとき。
- (6) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

5. 社債管理者に対する通知

当公庫は、次の各場合にはあらかじめ社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 当公庫の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、又は貸与しようとするとき。
- (2) 当公庫が当公庫の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部又は重要な部分を変更し、休止若しくは廃止しようとするとき。
- (4) 資本金の額を減少しようとするとき。
- (5) 組織変更、合併又は会社分割をしようとするとき。

6. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。

7. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

8. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙への掲載により行う。

9. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当公庫又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当公庫が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公庫又は社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

10. 社債管理者への報告

- (1) 当公庫は、毎事業年度、財務諸表及び事業の概況書を社債管理者に送付する。
- (2) 当公庫は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者にその写を提出する。ただし、当公庫がこれらの報告書について同法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、報告書の写の社債管理者への提出を省略することができる。
- (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当公庫に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

11. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。

12. 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（2年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	30,000	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は総額5,500万円とする。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	30,000	
計	—	60,000	—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に162万円を支払うこととしている。

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	株式会社日本政策金融公庫第17回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金50,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金50,000百万円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（%）	年0.591%
利払日	毎年3月20日及び9月20日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成23年9月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から平成23年9月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）12. 「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成28年3月18日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成28年3月18日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもすることができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）12. 「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成23年4月26日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成23年5月9日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債の社債権者は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫（以下「当公庫」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約 （担保提供制限）	該当事項無し。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）

財務上の特約
(その他の条項)

該当事項無し。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当公庫はR&IからAAAの信用格付を平成23年4月26日付けで取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない場合がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当公庫はJCRからAAAの信用格付を平成23年4月26日付けで取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「格付情報」の「当月格付」 (http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php) に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当公庫はムーディーズからAa2の信用格付を平成23年4月26日付けで取得している。

ムーディーズは、本件信用格付に利用した情報の品質は十分なものであると考えており、その情報は、ムーディーズが信頼に足ると見なした情報ソース（適当と思われる第三者からのものも含む）から入手したものである。しかし、ムーディーズは監査人でなく、あらゆる場合において、格付の過程で受領した情報を独自に検証、監査、立証することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成

するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「信用格付事業」 (http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx) の「ログイン」 (<http://www.moodys.jp/members/user/Members.do>) より、ユーザー名とパスワードを入力の上、ログイン後に表示される「最新情報-プレスリリース」に掲載されている。ただし、あらかじめユーザー名とパスワードの設定が必要となっている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ:電話番号03-5408-4100

(4) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社 (以下「S&P」という。)

本社債について、当公庫はS&PからAA-の信用格付を平成23年4月26日付けで取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源(発行体を含む)から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P:電話番号03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとする。

3. 社債管理者

株式会社三菱東京UFJ銀行

4. 期限の利益喪失に関する特約

当公庫は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当公庫が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当公庫が発行する本社債以外の社債並びに公庫法附則の規定により当公庫が承継した債務に係る国民生活債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、国際協力銀行債券及び外債債券等(以下「承継債券」という。)について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。

- (3) 当公庫がその社債及び承継債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当公庫以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当公庫が行った保証に係る債務について履行義務が発生したにもかかわらず、履行することができないとき。ただし、当該借入金債務又は保証債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (4) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立をしたとき。
 - (5) 法令により、本社債の償還期日前に当公庫が解散することが決定され、かつ、本社債の債務が第三者に承継されないことが明らかとなったとき。
 - (6) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
5. 社債管理者に対する通知
- 当公庫は、次の各場合にはあらかじめ社債管理者に通知しなければならない。
- (1) 当公庫の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、又は貸与しようとするとき。
 - (2) 当公庫が当公庫の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - (3) 事業の全部又は重要な部分を変更し、休止若しくは廃止しようとするとき。
 - (4) 資本金の額を減少しようとするとき。
 - (5) 組織変更、合併又は会社分割をしようとするとき。
6. 社債管理者による倒産手続に属する行為
- 本社債については、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。
7. 社債管理者による異議
- 本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
8. 公告の方法
- 本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙への掲載により行う。
9. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、当公庫又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当公庫が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公庫又は社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
10. 社債管理者への報告
- (1) 当公庫は、毎事業年度、財務諸表及び事業の概況書を社債管理者に送付する。
 - (2) 当公庫は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者にその写を提出する。ただし、当公庫がこれらの報告書について同法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、報告書の写の社債管理者への提出を省略することができる。
 - (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当公庫に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
11. 発行代理人及び支払代理人
- 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。
12. 元利金の支払
- 本社債の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	23,800	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は総額9,750万円とする。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	23,700	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	500	
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	500	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	500	
計	—	50,000	—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に140万円を支払うこととしている。

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】

銘柄	株式会社日本政策金融公庫第18回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金15,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金15,000百万円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（%）	年2.157%
利払日	毎年3月20日及び9月20日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成23年9月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から平成23年9月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）12. 「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成43年5月9日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成43年5月9日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもすることができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）12. 「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成23年4月26日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成23年5月9日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債の社債権者は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫（以下「当公庫」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約 （担保提供制限）	該当事項無し。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）

(注)

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター (以下「R&I」という。)

本社債について、当公庫はR&IからAAAの信用格付を平成23年4月26日付けで取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない場合がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所 (以下「JCR」という。)

本社債について、当公庫はJCRからAAAの信用格付を平成23年4月26日付けで取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社 (以下「ムーディーズ」という。)

本社債について、当公庫はムーディーズからAa2の信用格付を平成23年4月26日付けで取得している。

ムーディーズは、本件信用格付に利用した情報の品質は十分なものであると考えており、その情報は、ムーディーズが信頼に足ると見なした情報ソース(適当と思われる第三者からのものも含む)から入手したものである。しかし、ムーディーズは監査人でなく、あらゆる場合において、格付の過程で受領した情報を独自に検証、監査、立証することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成

するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「信用格付事業」 (http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx) の「ログイン」 (<http://www.moodys.jp/members/user/Members.do>) より、ユーザー名とパスワードを入力の上、ログイン後に表示される「最新情報-プレスリリース」に掲載されている。ただし、あらかじめユーザー名とパスワードの設定が必要となっている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ:電話番号03-5408-4100

(4) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本社債について、当公庫はS&PからAA-の信用格付を平成23年4月26日付けで取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に違えるのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp/>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P:電話番号03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

3. 社債管理者

株式会社三菱東京UFJ銀行

4. 期限の利益喪失に関する特約

当公庫は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当公庫が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当公庫が発行する本社債以外の社債並びに公庫法附則の規定により当公庫が承継した債務に係る国民生活債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、国際協力銀行債券及び外貨債券等（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。

- (3) 当公庫がその社債及び承継債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当公庫以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当公庫が行った保証に係る債務について履行義務が発生したにもかかわらず、履行することができないとき。ただし、当該借入金債務又は保証債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (4) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立をしたとき。
 - (5) 法令により、本社債の償還期日前に当公庫が解散することが決定され、かつ、本社債の債務が第三者に承継されないことが明らかとなったとき。
 - (6) 当公庫が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
5. 社債管理者に対する通知
- 当公庫は、次の各場合にはあらかじめ社債管理者に通知しなければならない。
- (1) 当公庫の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、又は貸与しようとするとき。
 - (2) 当公庫が当公庫の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - (3) 事業の全部又は重要な部分を変更し、休止若しくは廃止しようとするとき。
 - (4) 資本金の額を減少しようとするとき。
 - (5) 組織変更、合併又は会社分割をしようとするとき。
6. 社債管理者による倒産手続に属する行為
- 本社債については、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。
7. 社債管理者による異議
- 本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
8. 公告の方法
- 本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙への掲載により行う。
9. 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、当公庫又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は、東京都において行う。
 - (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当公庫が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公庫又は社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
10. 社債管理者への報告
- (1) 当公庫は、毎事業年度、財務諸表及び事業の概況書を社債管理者に送付する。
 - (2) 当公庫は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者にその写を提出する。ただし、当公庫がこれらの報告書について同法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、報告書の写の社債管理者への提出を省略することができる。
 - (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当公庫に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
11. 発行代理人及び支払代理人
- 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。
12. 元利金の支払
- 本社債の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

6 【社債の引受け及び社債管理の委託（20年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	7,500	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は総額6,000万円とする。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	7,500	
計	—	15,000	—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に90万円を支払うこととしている。

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
125,000	227	124,773

(注) 上記の金額は第16回社債、第17回社債及び第18回社債の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額124,773百万円は、平成23年度における貸出金等の長期的投資資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であります。具体的な使途別の内容、金額及び支出予定時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であります。

なお、第16回社債、第17回社債及び第18回社債の各々については、公庫法第51条に基づき以下の各業務に整理し充当する予定であります。

第16回社債	国民一般向け業務
第17回社債	国際協力銀行業務
第18回社債	農林水産業者向け業務

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第2期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第3期中（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）平成22年12月8日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成23年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年8月30日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成23年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年10月20日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成23年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年12月24日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成23年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、臨時報告書を平成23年3月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載した「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成23年4月26日）までの間において生じた変更及び追加事項は以下のとおりであります。変更及び追加箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項については、以下に記載した事項を除き、本発行登録追補書類提出日（平成23年4月26日）においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

(1) 日本国政府の政策等について

(中略)

④国際協力銀行の当公庫からの分離について

政府は、平成23年2月25日に株式会社国際協力銀行法案を閣議決定し、同日に当該法案を第177回通常国会に提出しました。

当該法案が通常国会において可決・成立した場合は、同法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行（以下「新JBIC」という。）が成立し、同日付けで、新JBICに、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を移管することになります。

なお、その場合には、平成24年4月1日以降、平成20年10月1日の当公庫発足以前に旧国際協力銀行が発行した債券については、新JBIC及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が連帯して債務を負い、当該債券の保有者は、新JBIC及びJICAの財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。また、新JBICの成立時までに当公庫が発行した社債については、分離後の当公庫及び新JBICが連帯して債務を負い、当該社債の保有者は、分離後の当公庫及び新JBICの財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。

(中略)

(3) 主要な取引先の会社更生手続について

当公庫に債務を負っており、かつ、債務の保証を受けている株式会社日本航空（以下「JALS」という。）及び株式会社日本航空インターナショナル（以下「JALI」という。）、並びに株式会社ジャルキャピタル（以下「JLC」といい、JALS、JALI及びJLC3社を総称して以下「日本航空」という。（注））は、平成22年1月19日に東京地方裁判所において会社更生手続開始の決定を受けました。その後、日本航空の管財人は、平成22年8月31日に東京地方裁判所に対し更生計画案を提出し、東京地方裁判所は、平成22年11月30日に更生計画を認可（当公庫における更生担保権額及び一般更生債権額（国際協力銀行業務）の合計額151,252百万円）していましたが、平成23年3月28日に日本航空の更生手続は終結しております。

（注）平成22年12月1日付けにてJALIがJALS、JLC及び他2社と合併し、平成23年4月1日付けにて日本航空株式会社に商号変更している。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社日本政策金融公庫 本店
(東京都千代田区大手町一丁目9番3号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 株式会社日本政策金融公庫
代表者の役職氏名 代表取締役総裁 安居 祥策

- 1 当公庫は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当公庫は、本邦において発行登録書の提出日（平成23年3月24日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

株式会社日本政策金融公庫第1回社債（一般担保付）	
（平成21年10月29日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 300億円
株式会社日本政策金融公庫第2回社債（一般担保付）	
（平成21年10月29日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 300億円
株式会社日本政策金融公庫第3回社債（一般担保付）	
（平成21年10月29日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 200億円
株式会社日本政策金融公庫第4回社債（一般担保付）	
（平成21年10月29日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 100億円
株式会社日本政策金融公庫第5回社債（一般担保付）	
（平成22年2月16日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 300億円
株式会社日本政策金融公庫第6回社債（一般担保付）	
（平成22年2月16日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 160億円
株式会社日本政策金融公庫第7回社債（一般担保付）	
（平成22年2月16日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 500億円
株式会社日本政策金融公庫第8回社債（一般担保付）	
（平成22年5月12日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 600億円
株式会社日本政策金融公庫第9回社債（一般担保付）	
（平成22年5月12日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 400億円
株式会社日本政策金融公庫第10回社債（一般担保付）	
（平成22年5月12日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 150億円
株式会社日本政策金融公庫第11回社債（一般担保付）	
（平成22年8月9日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 500億円
株式会社日本政策金融公庫第12回社債（一般担保付）	
（平成22年8月9日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 500億円
株式会社日本政策金融公庫第13回社債（一般担保付）	
（平成22年10月29日の募集）	券面総額又は振替社債の総額 600億円
株式会社日本政策金融公庫第14回社債（一般担保付）	

(平成22年10月29日の募集) 券面総額又は振替社債の総額 400億円
株式会社日本政策金融公庫第15回社債 (一般担保付)

(平成22年10月29日の募集) 券面総額又は振替社債の総額 100億円

合計額 5,110億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当公庫及び当公庫の関係会社は、当公庫及び関連会社3社から構成されており、当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）その他の法令により定められた業務を行っております。

2. 主要な経営指標等の推移

回次		第1期	第2期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月
経常収益	(百万円)	381,725	751,079
経常損失(△)	(百万円)	△664,096	△1,118,754
当期純損失(△)	(百万円)	△655,414	△1,112,890
持分法を適用した場合の投資損失(△)	(百万円)	△36	△15
資本金	(百万円)	2,452,167	3,251,797
発行済株式総数	(千株)	4,143,144,407	6,994,374,407
純資産額	(百万円)	2,880,565	4,574,609
総資産額	(百万円)	28,002,099	35,634,209
貸出金残高	(百万円)	24,004,996	29,178,591
1株当たり純資産額	(円)	0円69銭	0円65銭
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△0円18銭	△0円21銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	10.2	12.8
自己資本利益率	(%)	—	—
株価収益率	(倍)	—	—
配当性向	(%)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△916,916	△2,006,944
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2,517	△15,428
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	971,174	2,835,538
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	387,271	1,194,787
従業員数	(人)	8,006	8,158

- (注) 1. 当公庫は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、当公庫は、公庫法第47条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施していない為、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 当公庫は銀行法（昭和56年法律第59号）の適用を受けておらず、自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除しております。
6. 株価収益率について、当公庫株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
8. 従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含んでおります。また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。
- なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
9. 第1期事業年度は、設立日である平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月間となっております。